

公 告

下記森林について、森林経営管理法第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和5年1月12日

由利本荘市長 湊 貴 信



記

1 経営管理権集積計画の対象森林

別紙のとおり

- 2 縦覧場所
- ・由利本荘市産業振興部農山漁村振興課
  - ・由利本荘市のホームページ  
(<https://www.city.yurihonjo.lg.jp/1001504/1002138/1002151/1003420.html>)

- 3 本公告により、由利本荘市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。

以上

(備考)

- 1 森林の所在等の情報については、定めた経営管理権集積計画の内容を記載すること。

	所 在	地番	林班	小班	面積	集積計画の存続期間	備 考
令4-18	由利本荘市岩城勝手字板沢	48-1	12	23	2.27 (0.75)	令和5年1月13日から令和15年3月31日まで	
	由利本荘市岩城勝手字七ツ森	8	7	15	0.61 (0.48)	令和5年1月13日から令和15年3月31日まで	
	〃	8	7	15-1		令和5年1月13日から令和15年3月31日まで	
	〃	8	7	15-2		令和5年1月13日から令和15年3月31日まで	
	〃	8	7	15-4		令和5年1月13日から令和15年3月31日まで	
	〃	8	7	15-5		令和5年1月13日から令和15年3月31日まで	
令4-19	由利本荘市岩城勝手字蓬田	95-1	13	21-3	0.25 (0.10)	令和5年1月13日から令和15年3月31日まで	
	由利本荘市岩城勝手字万兵ヱ沢	52	15	50-1	1.72 (1.47)	令和5年1月13日から令和15年3月31日まで	
	〃	52	15	50-2		令和5年1月13日から令和15年3月31日まで	
	〃	52	15	50-3		令和5年1月13日から令和15年3月31日まで	
	〃	52	15	50-4		令和5年1月13日から令和15年3月31日まで	
	〃	52	15	50-6		令和5年1月13日から令和15年3月31日まで	
	〃	52	15	50-8		令和5年1月13日から令和15年3月31日まで	
令4-20	由利本荘市岩城勝手字堂ノ前	159-4	15	16	4.14 (2.37)	令和5年1月13日から令和15年3月31日まで	
	〃	159-4	15	16-1		令和5年1月13日から令和15年3月31日まで	
	〃	159-4	15	16-2		令和5年1月13日から令和15年3月31日まで	
	〃	159-4	15	16-3		令和5年1月13日から令和15年3月31日まで	
	〃	159-4	15	16-4		令和5年1月13日から令和15年3月31日まで	
	〃	159-4	15	16-5		令和5年1月13日から令和15年3月31日まで	
	由利本荘市岩城勝手字穴切	77	6	89-1	0.45 (0.40)	令和5年1月13日から令和15年3月31日まで	